

# 会 報

## 理 事 会 報 告

(平成23年度第1回)

日 時 平成23年6月1日  
 場 所 日本教育会館  
 出 欠 理事(29名中26名)出席：渡辺理事長，森下・山岸・鈴木(公)常務理事，鎌田，藤兼，武内，尾形，佐々木，橋本，藤田，長尾，中島(会長)，馬島，鈴木(栄)，小川，長谷川，倉澤，網谷，一山，鈴木(克)，重藤，富岡，河野，菅，中西 計26名。西村監事，清水・石崎支部長。  
 欠席により委任状：巽，梅，田中理事 計3名。阿彦監事。

### 報告事項

- I. 会務報告
- II. 委員会報告
- III. 支部活動状況報告
- IV. 第85回総会収支決算
- V. 第87回総会準備状況
- VI. 理事の選出・代議員(評議員)の補充について
- VII. 平成22年度学会賞について
- VIII. その他

### 議 案

- 第1号議案 平成22年度収入支出決算
- 第2号議案 平成23年度収入支出予算
- 第3号議案 第88回総会会長並びに開催地について
- 第4号議案 功労会員の推薦について
- 第5号議案 監事の推薦について
- 第6号議案 委員会委員の推薦について
- 第7号議案 その他

鈴木常務理事より会の成立が述べられ，渡辺理事長の司会により開始。平成21年三輪太郎功労会員，平成22年青木正和・篠田厚名誉会員，平成23年佐々木宏行功労会員，相澤久道理事の逝去が理事長より報告され，全員で黙禱。中島会長より挨拶。

### 報告事項

#### I. 会務報告(鈴木常務理事)

会員数は3,210名と増加傾向にある。会誌「結核」は，

第85巻の掲載原著数23編。平成22年度の合計投稿数61編。理事会は5月，10月の2回開催。理事長・第88回総会会長の推薦委員会を2月に開催した。同日，阿彦・西村両監事出席の上，監事会を開催し，会計監査が行われた。

#### II. 委員会報告

##### 1. 編集委員会(山岸委員長)

平成22年12月17日 於 本部事務所  
 平成23年6月1日 於 日本教育会館  
 先刻開催の委員会決定事項を報告する。①記念号作成のワーキンググループを立ち上げ，内容・執筆者を決定した。6月号として発行。②投稿論文の著者数の人数制限について。今まで制限がなかったが，執筆者の人数を10名以内とし，投稿規程を変更する。③通信の区分について。学会誌掲載論文への意見と加筆する。掲載論文への意見は期限を設け，過去6カ月以内に掲載された論文とする。④引用文献数を，原著30編以内，症例報告20編以内，短報は6編以内，総説は制限なしとする。

##### 2. 学会賞選考委員会(中島会長)

平成22年12月3日 於 東京ガーデンパレス  
 委員10名中8名出席，欠席2名は意見を書面にて提出。今回，今村賞については2名の推薦があり，研究奨励賞は論文5編が対象となった。今村賞は厳正に審査し，無記名投票および書面にて2名とも過半数の支持がなく，内規に照らして該当者なしとなった。研究奨励賞は満場一致で稲垣孝行氏「Line Probe AssayによるRifampicin耐性遺伝子検査の有用性：患者喀痰を供試しての検討」に決定した。

##### 3. 治療委員会(重藤委員長)

平成22年9月25日(合同委員会)  
 於 アルカディア市ヶ谷  
 平成23年6月1日 於 日本教育会館  
 「薬剤耐性結核の医療に関する提言」を評議員会の承認を得たので，結核誌に掲載する。レボフロキサシンの適用承認に向け，使用実態調査をしなくてはならない。今後の課題を検討した。

##### 4. 社会保険委員会(尾形委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館  
 平成24年度診療報酬改定に向けて，内保連から厚労省に提出する要望書の準備をしている。要望書は7項目

で、医療技術評価として提出したのは、①結核菌群リファンピシン同定検査の保険点数増額、②結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン $\gamma$ と結核菌群核酸同定検査の同時算定の2項目、内保連会長から医療課長へ直接要望書の提出をお願いしたのは、①結核病棟入院基本料の引き上げ、②結核患者合併症管理加算、③DOTSチーム加算、④外来DOTS加算、⑤結核感染症管理加算の5項目である。後の5項目は結核感染症課が省内提案書として医療課長へ提出した内容と同一になるよう調整した。社会保険委員会は、委員長の交代を診療報酬改定に合わせて偶数年になるように要望する。

(理事長) 社会保険委員会委員並びに委員長の2年に1回の推薦時期が診療報酬の2年ごとの改定時期と1年ずれていることにより、委員会業務の継続性に支障が出ているが、学会の委員交代を診療報酬改定に合わせるといふ変則的な対応ではなく、委員会業務を最もよく把握している前・委員長を新・委員長から推薦委員として推薦していただき、委員会に続けて入っていただくことで現実的な対応が可能になると考える。

#### 5. 用語委員会 (鈴木(栄)委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館

「新しい結核用語辞典」の普及・販売促進のため、保健所・結核審査会・大学・図書館に案内を送付する。今後発行する用語辞典については、紙ベースがいいのか、電子媒体がよいのか、HPから閲覧できるようにするのかを検討する必要がある。

#### 6. 教育委員会 (長谷川委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館

2009年発行された「結核診療ガイドライン」普及のため、各支部における教育講演の開催について、各支部長へ依頼した。現在、各支部にて順次計画され、実施に向けた取り組みが開始されている。

スライド版は絶版になっている「結核症の基礎知識」の改訂に向けて、作業が取り組まれてきている。今後ホームページ上でパブリックコメントを募集し、平成23年度内に完成を目指すこととしたい。

認定医制度は取得して終わりではなく、生涯にわたる教育を今後検討していく必要があり、委員会として何ができるのか検討していきたい。

#### 7. 予防委員会 (長尾委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館

「クォンティフェロン®TBゴールドの使用指針」を策定する。評議員会承認後、公表する。2004年、抗TNF- $\alpha$ 治療にあたりツベルクリン反応検査を行うよう日本リウマチ学会と共同声明を出したが、現状に即応した内容に改訂する作業を行う。

#### 8. 非結核性抗酸菌症対策委員会 (鈴木(克)委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館

「肺非結核性抗酸菌症化学療法に関する見解—2008年暫定」の改訂をする。背景として昨年末、公知申請で、リファンピシン、エタンブトールの保険適用がとれた。REFとEBの投与量を明記するというのが第一点。2008年版はMacのみ記載されていたが*M.kansasii*の治療を入れる。早急に改訂版を作成し、評議員に諮る。日本呼吸器学会で委員長の渡辺彰理事長と相談して共同で発表する。

渡辺彰理事長から依頼のあったニューキノロンの非結核性治療の効果についてデータがないので、何らかの研究をしていきたい。疫学調査のデータがないので、委員会として調査したい。

#### 9. 抗酸菌検査法検討委員会 (富岡委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館

2010年の薬剤感受性検査の外部精度評価は、82施設を対象として実施しており、その調査結果は既に評議員へ郵送済みである。今年からはLVFXを追加して5剤について精度評価を実施しているが、2004年から2009年の調査成績に比べると、2010年では各施設の判定精度がかなり向上しており、これまでの精度評価の活動がある程度功を奏してきているものと言える。特にEBの検査で精度の低い施設が見受けられたが、これらの施設には委員会のほうから問い合わせを行い、必要に応じて改善策を指導する予定である。平成23年度の薬剤感受性検査の外部精度評価も、基本的には昨年度と同じ規模と方針で行う予定であるが、できればPZAを新たに加えて実施したい。次に、昨年度は臨床検査791施設を対象にして抗酸菌検査の実態アンケートを行ったが、533施設(70%)からの回答があった。このアンケートの回答の集計結果から見ると、作業環境・健康管理の良くない施設や旧態依然の検査手法を使っている施設など、結核菌検査を専門性に基いて行っていないと思われる施設がかなりの数見受けられる。今後の取り組みとしては早急にワーキンググループを立ち上げて、これらの専門性をもって抗酸菌検査を行っていない施設の抱える問題点についての抽出作業を行っていく予定である。さらに抗酸菌検査施設の認定制度の立ち上げを目指し必要な検討作業に入る予定である。

#### 10. 将来計画委員会 (森下委員長)

平成23年6月1日 於 日本教育会館

定款が完成し、平成23年3月28日に登記し、一般社団法人格を取得した。法律の定めにより、意思決定最高機関は社員総会(代議員会)となる。会計年度が3月1日から翌年の2月末日に変更された。法律上、会計年度終了後3カ月以内に社員総会としての代議員会(今までの評議員会)を開催する必要がある。すなわち、5月末

日までに開催しなければならない。

従来の会則にあった会費の項目を定款からはずし、別に会費規程を作成した。正会員の会費は現行の10000円に据え置き、新たに、研修医（医師免許取得後2年まで）は5000円、学生会員2000円とし、功労会員は会費を徴収しないこととした。賛助会員規程は、昨年内規で定められているとおりに定款に記載した。休会制度を新設し、定款に載せた。

各種委員会の効率化のために再編を行い、各種委員会規程を変更した。教育委員会と用語委員会を合併させ、教育・用語委員会とした。また、ICD制度認定委員会を認定制度委員会と改称し、ICD制度と認定医制度の両方を管掌することとした。認定制度委員会の細則を新設し、以下の業務を行うことを規定した。ICD講習会のテーマ・日時の決定とICD制度協議会への出席。総会での生涯教育セミナーのプログラムを会長と協議のうえ決定する。日本呼吸器学会との合同企画「結核講習会」のテーマと座長を決める。教育・用語委員会と協力して、教育プログラム・教材の作成管理を行う。支部学会での教育プログラムの認定を行う。さらに、委員の選出については、国際交流委員会、教育・用語委員会、抗酸菌検査法検討委員会、ホームページ委員会は、全委員を委員長推薦とし、支部推薦を必要としないこととした。各委員会のプロジェクト的な業務を行う場合に委員長が必要と認めれば、ワーキンググループを組織して効率的に業務を行えるようにした。

今年から認定制度が発足し、認定業務が始まるので、結核・抗酸菌症認定医・指導医制度審議委員会規程を整備した。審議委員会は、認定制度委員会を指揮する上部機関とし、委員長は理事長、副委員長は認定制度委員長、委員は常務理事と教育・用語委員長の6名で構成する。認定制度委員会は審議委員会を補佐する。

#### 11. 保健・看護委員会（武内委員長）

平成23年6月1日 於 日本教育会館

院内DOTSガイドランの改訂版、地域DOTSガイドライン改訂版を公表する。保健師・看護師でも認定制度を行う方向で、非公式に看護協会に打診したところ、認定という言葉は使ってほしくないとのこと。言葉を変えたほうがいいのか。行政などの講習会を結核病学会が協賛という形の研修会とし、研修制度の中で証書を渡してはどうか。意見があれば寄せてください。将来計画委員会と検討したい。保健所の監査等で研修参加証書のあることが感染管理の質の高さを示し、インセンティブにつながるような方向で考えたい。何かアイデアがあれば、事務局へお知らせ願いたい。

#### 12. 国際交流委員会（河野委員長）

平成23年6月1日 於 日本教育会館

在日外国人の結核対策支援を検討した。フィリピン・中国が半数以上で若い人が多い。18%が治療途中で帰国している。地方では、兵庫県、茨城県が多い。フィリピン・中国・ネパール・韓国は情報がしっかりしている。在日外国人アンケートの結果は、保健所へ報告の予定。結核第86巻第1号英文特集号に委員会報告の英文4件を掲載した。

#### 13. 認定制度委員会（旧・ICD制度認定委員会）（佐々木委員長）

平成23年6月1日 於 日本教育会館

日本呼吸器病学会との合同企画「結核講習会」は、4月に行い好評であった。来年の企画について委員会で内容を検討している。理事長と相談し企画していく。

#### 14. ホームページ委員会（小川委員長）

平成23年6月1日 於 日本教育会館

①診療関係者用の相談窓口をホームページ表紙に設置する。②結核誌の1巻～83巻が(独)科学技術振興機構により電子媒体化したので、そちらへリンクし容量を減らすことにより、サーバー使用料を節約する。③結核関連の各種ガイドライン案等を、紙ベースで評議員に配布し意見を募っていたが、今後は会員サイトに載せ、意見を募る予定。④サイトマップを設置する。⑤一般社団法人化に伴い日本結核病学会の定款を載せる。今後の課題：教育委員会と相談し「結核症の基礎知識」等を載せる予定。

#### 15. プログラム委員会

##### 第86回総会プログラム委員会（中島会長）

平成23年1月28日 於 文京シビックセンター

##### 第87回総会プログラム委員会（重藤次期会長）

平成23年1月18日 於 文京シビックセンター（本誌前付頁参照）

### Ⅲ. 支部活動状況報告

#### 北海道支部（清水支部長）

第57回結核談話会：毎年札幌市の保健所と合同開催。平成22年11月20日 講演：加藤誠也氏「結核医療体制の今後」。第61回：平成23年2月26日 吉川隆志会長（帯広厚生病院）、特別講演 富岡治明氏「Drug target探索と免疫補助療法からみた抗結核薬開発の現況」。例年どおり、日本呼吸器学会・サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会と合同開催。出席証明カードを認定制度用に発行した。第62回：平成23年9月17日 森雅樹会長（札幌厚生病院）。第58回結核談話会：平成23年11月「結核診療ガイドライン」に関わる教育講演：重藤えり子氏。第63回：平成24年2月25日 秋葉裕二会長（旭川厚生病院）。

#### 東北支部（渡辺支部長）

第121回：平成22年9月4日 武田博明会長（済生会

山形済生病院)。第122回：平成23年3月5日 本田芳宏会長(仙台厚生病院)。いずれも日本呼吸器学会との合同開催。「結核診療ガイドライン」教育講演：永井英明氏。第123回：平成23年9月10日 山内広平会長(岩手医科大学)。第124回：平成24年3月3日 山内広平会長(岩手医科大学)。第125回：平成24年秋 山谷睦夫会長(東北大学大学院)。

#### 関東支部(長尾支部長)

第158回：平成22年9月18日 石井芳樹会長(獨協医科大学)。第159回：平成23年2月19日 藤田明会長(都立多摩総合医療センター)。「結核診療ガイドライン」教育講演 鈴木公典氏。いずれも日本呼吸器学会と合同開催。第160回：平成23年9月17日 鈴木公典会長(ちば県民保健予防財団)。第161回：平成24年2月18日 尾形英雄会長(複十字病院)。第162回：平成24年9月 小倉高志会長(神奈川県立循環器呼吸器病センター)。第163回：平成25年2月 二木芳人会長(昭和大学医学部)。第164回：平成25年9月 藤本圭作会長(信州大学医学部)。

#### 北陸支部(石崎支部長)

第76回：平成22年5月29～30日 佐久間勉会長(金沢医科大学)。第77回：平成22年11月6・7日 飴島慎吾会長(福井大学医学部)。「診療ガイドライン」教育講演も行う。日本呼吸器学会・呼吸器内視鏡学会・サルコイドーシス学会と合同で開催。第78回：平成23年11月26・27日 泉三郎会長(富山県立中央病院)。第79回：平成24年5月19・20日 小川晴彦会長(済生会金沢病院)。

#### 東海支部(長谷川支部長)

第115回：平成22年6月26・27日 横井香平会長(名古屋大学)。第116回：平成22年11月13・14日 金田正徳会長(三重中央医療センター)。日本呼吸器学会と合同開催。第117回：平成23年6月25・26日 佐藤滋樹会長(名古屋市立大学)。「結核診療ガイドライン」教育講演 佐々木結花氏。第118回：平成23年10月29・30日 橋爪一光会長(浜松医療センター)。第119回：平成24年6月23・24日 齋藤博会長(愛知県がんセンター愛知病院)。第120回：平成24年11月10・11日 大野康会長(岐阜大学)。

#### 近畿支部(倉澤支部長)

夏の支部学会は結核病学会、冬は呼吸器学会が主催し、年2回開催している。第107回：平成23年7月23日 鈴木克洋会長(NHO近畿中央胸部疾患センター)。「結核診療ガイドライン」教育講演 重藤えり子氏。第108回：平成23年12月3日 平田一人会長(大阪市立大学大学院)。第109回：平成24年6月30日 一山智会長(京都大学大学院)。第110回：平成24年12月15日 西村善

博会長。第111回：平成25年 岡田全司会長(NHO近畿中央胸部疾患センター)。

#### 中国四国支部(富岡支部長)

秋に中国四国支部の研究会を行い、冬に支部総会を開催している。第61回：平成23年1月22日 森高智典会長(愛媛県立中央病院)、呼吸器内視鏡学会と合同開催。基調講演 西村一孝氏「愛媛県における結核の現状と課題」。特別講演 藤田次郎氏「肺非結核性抗酸菌症の診断と治療—最近の話題も含めて」。第4回研究会：平成22年9月25日 岡山で開催。特別講演：西村一孝氏「結核行政の行方—結核撲滅に向けて」。特別講演：多田敦彦氏「治療方針を迷う肺MAC症についてサンプル症例でのディスカッション」。第62回：平成24年3月10日 矢野修一会長(NHO松江医療センター)

#### 九州支部(中西支部長)

第64回：平成22年6月19日 北原義也会長(NHO大牟田病院)。第65回：平成22年11月12・13日 興梠博次会長(熊本大学医学部附属病院)、日本呼吸器学会と合同開催。第66回：平成23年6月25日 吉永健会長(熊本中央病院)。第67回：平成23年11月18・19日 渡辺憲太郎会長(福岡大学病院)。第68回：平成24年6月30日 古藤洋会長(九州中央病院)。第69回：平成24年11月16・17日 迎寛会長(産業医科大学医学部)

#### Ⅳ. 第85回日本結核病学会総会収支決算報告(倉澤前会長)

盛会裡に開催でき御礼を申し上げたい。なお、253万円に関しては本部に返金申しあげた。

#### Ⅴ. 第87回日本結核病学会総会準備状況(重藤次期会長)

(本誌前付頁参照)

#### Ⅵ. 理事の選出・代議員(評議員)の補充について

#### Ⅶ. 平成22年度学会賞について(中島会長)

前述(委員会報告参照)

#### Ⅷ. その他

#### 議案

#### 第1号議案 平成22年度日本結核病学会収入支出決算(鈴木常務理事)

(承認された。代議員(評議員)会へ提議。)

(西村監事)平成23年2月6日、阿彦監事と二人で監査を致しました。正確かつ適正に処理されておりました。

#### 第2号議案 平成23年度日本結核病学会収入支出予算(鈴木常務理事)

(承認された。代議員(評議員)会へ提議。)

#### 第3号議案 第88回総会会長並びに開催地について(渡辺理事)

山岸文雄先生(国立病院機構千葉東病院)を推薦致し

たい。(承認された。代議員(評議員)会に提議。)

**第4号議案** 功労会員の推薦について(渡辺理事長)

北海道支部:木村清延氏, 関東支部:赤川清子氏, 中国四国支部:西村一孝氏(承認された。代議員(評議員)会に提議。)

**第5号議案** 監事の推薦について(渡辺理事長)

高鳥毛敏雄氏, 長谷川直樹氏(承認された。代議員(評議員)会に提議。)

**第6号議案** 委員会委員の推薦について

(本誌812頁)(承認された。代議員(評議員)会に提議。)

以上で理事会は終了。

**代議員(評議員)会報告**

(平成23年度第1回)

日時 平成23年6月2日  
場所 日本教育会館  
出欠 代議員(評議員)(193名中)出席:95名, 委任状97名。欠席1名。

**報告事項**

- I. 会務報告
- II. 委員会報告
- III. 支部活動状況
- IV. 第85回総会収支決算
- V. 第87回総会準備状況
- VI. 委員会委員の推薦について
- VII. 平成22年度学会賞について
- VIII. その他

**議案**

第1号議案 平成22年度収入支出決算

監査講評:阿彦・西村監事

- 第2号議案 平成23年度収入支出予算
- 第3号議案 第88回総会会長並びに開催地について
- 第4号議案 功労会員の推薦について
- 第5号議案 理事の推薦について
- 第6号議案 監事の推薦について
- 第7号議案 その他

中島会長挨拶の後, 鈴木常務理事が会の成立を述べ, 渡辺理事長の司会により開催。会員逝去の報告と黙禱。報告事項に引き続き, 議案については理事会同様承認された。第88回総会会長に山岸文雄氏が推薦され, 承認された。

以上により代議員(評議員)会は閉会。

**総会報告**

日時 平成23年6月3日  
場所 日本教育会館

**報告事項**

- I. 会務報告
- II. 平成22年度収入支出決算
- III. 平成23年度収入支出予算
- IV. 第88回総会会長並びに開催地について
- V. 功労会員の推薦について
- VI. 第85回総会収支決算報告  
第87回総会準備状況

第88回総会会長挨拶

中島会長挨拶の後, 渡辺理事長より名誉・功労会員, 理事で逝去された会員の報告があり, 鈴木常務理事により報告事項がなされた。第85回総会収支決算報告があり, 第87回総会会長 重藤えり子氏から準備状況が報告された。

総会に引き続き, 学会賞の授与式が行われ, 中島会長により研究奨励賞受賞者の稲垣孝行氏に賞状と賞金が授与された。

## 日本結核病学会各種委員会規程

(下線部は変更箇所)

**第1条** 定款第10章にもとづき、以下の委員会を設置する。

編集委員会、学会賞選考委員会、プログラム委員会、治療委員会、社会保険委員会、教育・用語委員会、予防委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、将来計画委員会、保健・看護委員会、国際交流委員会、認定制度委員会、ホームページ委員会。

2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とすると判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選り理事長が委嘱する。

**第2条** 各委員会の運営(委員の定数を含む)は、以下に定める個別の「委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、代議員会の承認を得るものとする。

**第3条** 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。

**第4条** 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、代議員会に報告しなければならない。とくに重要な問題については代議員会の承認を得るものとする。

### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 編集委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、会誌「結核」の編集のために編集委員会(以下委員会)を常置し、委員長には常務理事(編集担当)があたる。

**第2条** 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。

**第3条** 委員会は20名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第8条** 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 学会賞選考委員会規程

**第1条** 本会に定款第2条第7項および第10章にもとづき、学会賞の選考のために学会賞選考委員会(以下委員会)をおく。学会賞は、今村賞ならびに研究奨励賞とする。

2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、いずれも財団法人結核予防会大阪府支部今村記念事業基金より本会に寄贈される金員をもって充てられる学会賞である。

委員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。

今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され代議員会の承認をうけるものとする。

**第2条** 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。

**第3条** 委員会は会長、理事長を含む10名をもって構成し、委員は理事会の推薦により理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### プログラム委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、学術総会のプログラム編成のためにプログラム委員会(以下委員会)を年次毎に編成し、設置する。当該年次の会長が委員長となる。

**第2条** 委員会は総会プログラムの編成に関する業務を行う。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成し、うち5名は理事会の推薦により、他は当該会長が選り、理事長が委嘱する。

**第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長には当該会長が当たる。副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

1. この規程は平成23年6月2日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、当該総会が終了するまで、その業務を行うものとする。

#### プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考、並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
2. プログラム委員会は生涯教育セミナー、ICD講習会について認定制度委員会との協議・調整に関して会長を補佐するものとする。
3. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

#### 附 則

この細則は平成23年6月2日より施行する。

#### 治療委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

#### 社会保険委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

#### 教育・用語委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、教育・用語委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育および結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

## 予防委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
  3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

## 非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、非結核性抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、非結核性抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
  3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

## 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

## 抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
  3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

## 将来計画委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
  3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。



る。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 保健・看護委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、保健・看護委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 国際交流委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 認定制度委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、認定制度委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、日本結核病学会としてのICD制度、および結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 認定制度委員会細則（新設）

#### （ICD制度協議会に関する業務）

**第1条** 委員長もしくは副委員長は、ICD制度協議会に出席する。議事について必要な時は理事長、常務理事会、あるいは理事会に報告し、協議する。

**第2条** 日本結核病学会総会時に開催するICD講習会のテーマ、プログラム（開催日時、演題および演者等）を総会会長に提案し、調整の上、承認を得て、決定する。決定したテーマ、プログラムは締めきり期日までにICD制度協議会に対してICD講習会として申請する。

**第3条** その他、ICD制度協議会に関する業務を行う。

#### （結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務）

**第4条** 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。

**第5条** 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

**第6条** 日本呼吸器学会学術集会時に開催される合同企画（生涯教育セミナー「結核講習会」）のテーマとプログラム（演題および演者等）を決定する。座長は、本委員会から選出した座長と、日本呼吸器学会感染症・結核部会から選出した座

長の2名で行い、「座長の言葉」は、結核病学会選出の座長が作成する。決定したテーマとプログラムを本学会常務理事会に報告し、承認を得て、日本呼吸器学会事務局へ連絡する。

**第7条** 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。

**第8条** 審議会の指示により、教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

**第9条** その他の結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務を行う。

#### 附 則

この細則は平成23年6月2日より施行する。

### ホームページ委員会規程

**第1条** 本会に定款第10章にもとづき、ホームページ委員会（以下委員会）をおく。

**第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、ホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

**第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

**第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第5条** 委員会は委員長が招集する。

**第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

**第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

**第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

**第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

### 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度 審議委員会規程（新設）

**第1条** 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則第3条にもとづき、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度審議委員会（以下、審議会）をおく。

**第2条** 審議会は理事長、常務理事、認定制度委員長、教育・用語委員長をもって構成し、理事長が委嘱する。

**第3条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、委員長には理事長があたり、副委員長には認定制度委員長があたる。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

**第4条** 委員会は委員長が招集する。

**第5条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

**第6条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

**第7条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

#### 附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

## 日本結核病学会役員および委員名簿

(平成23年9月5日)  
五十音順 敬称略

## 役 員

理事長 渡辺 彰 会長 重藤えり子  
 常務理事 (総務) 鈴木 公典 (編集) 山岸 文雄 (将来計画) 森下 宗彦

## 理事 (30名) 任期:平成25年3月29日

北海道支部 (2)	鎌田 有珠	藤兼 俊明				
東北支部 (2)	武内 健一	渡辺 彰				
関東支部 (10)	尾形 英雄	加藤 誠也	佐々木結花	鈴木 公典	巽 浩一郎	
	長尾 啓一	中島 由槻	橋本 修	藤田 明	山岸 文雄	
北陸支部 (2)	石崎 武志	鈴木 栄一				
東海支部 (3)	小川 賢二	長谷川好規	森下 宗彦			
近畿支部 (5)	網谷 良一	一山 智	倉澤 卓也	鈴木 克洋	田中 栄作	
中国四国支部 (2)	重藤えり子	富岡 治明				
九州支部 (4)	門田 淳一	河野 茂	菅 守隆	中西 洋一		

## 監事 (2名) 任期:平成25年3月29日

高鳥毛敏雄 長谷川直樹

## 評議員 (191名) 任期:平成25年3月29日

北海道支部 (8)	秋山也寸史	大崎 能伸	鎌田 有珠	清水 哲雄	高橋 弘毅	西村 正治	藤兼 俊明
	三觜 雄						
東北支部 (9)	阿彦 忠之	賀来 満夫	塩谷 隆信	高梨 信吾	武内 健一	新妻 一直	貫和 敏博
	棟方 充	渡辺 彰					
関東支部 (68)	赤川 清子	赤川志のぶ	赤柴 恒人	足立 満	猪狩 英俊	石井 芳樹	市岡 正彦
	伊藤 邦彦	稲瀬 直彦	内山 寛子	大角 晃弘	大森 一光	大森 正子	尾形 英雄
	奥村 昌夫	小倉 高志	小野崎郁史	加藤 誠也	金澤 實	川名 明彦	川辺 芳子
	菊池 功次	久保 恵嗣	黒田 文伸	慶長 直人	小林 典子	斎藤 武文	佐々木結花
	下内 昭	須金 紀雄	菅原 勇	杉山幸比古	鈴木 公典	高崎 仁	高橋 典明
	滝口 裕一	巽 浩一郎	田辺 信宏	田村 厚久	蝶名林直彦	徳田 均	戸島 洋一
	豊田恵美子	永井 英明	長尾 啓一	中島 由槻	二木 芳人	橋本 修	長谷川直樹
	原田 登之	福田 健	藤田 明	蛇沢 晶	放生 雅章	星野 斉之	細川 芳文
	本間 栄	前田 秀雄	馬島 徹	益田 公彦	増山 英則	御手洗 聡	八木 毅典
	山岸 文雄	山口 哲生	吉山 崇	和田 雅子	渡辺 哲		
北陸支部 (8)	石崎 武志	泉 三郎	佐藤 和弘	鈴木 栄一	梅 博久	中積 泰人	長谷 光雄
	藤村 政樹						
東海支部 (24)	五十里 明	小川 賢二	近藤 康博	酒井 秀造	佐藤 滋樹	白井 敏博	白井 正浩
	進藤 丈	鈴木 雅之	高木 健三	田口 修	谷口 博之	田野 正夫	千田 金吾
	新美 岳	丹羽 宏	長谷川好規	馬場 研二	早川 啓史	藤岡 正信	森下 宗彦
	安田 和雅	山本 雅史	吉川 公章				
近畿支部 (34)	網谷 良一	石原 享介	一山 智	岩崎 博信	岡田 全司	木村 弘	倉澤 卓也
	坂本 廣子	佐藤 敦夫	鈴木 克洋	鈴木雄二郎	高倉 俊二	高嶋 哲也	高鳥毛敏雄
	高松 勇	田口 善夫	多田 公英	田中 栄作	田村 猛夏	陳 和夫	露口 一成
	富岡 洋海	中野 孝司	中原 保治	新実 彰男	藤山 理世	前倉 亮治	松村 理司
	松本 智成	松本 久子	光山 正雄	撫井 賀代	望月 吉郎	安場 広高	

中国四国支部 (16)

阿部 聖裕 有田 健一 磯部 威 江田 良輔 大串 文隆 沖本 二郎 倉岡 敏彦  
 小橋 吉博 重藤えり子 竹山 博泰 多田 敦彦 多田 慎也 富岡 治明 西井 研治  
 西岡 安彦 矢野 修一

九州支部 (26)

井上 博雅 井上 祐一 岩永 知秋 加治木 章 門田 淳一 北原 義也 久場 睦夫  
 河野 茂 古賀 宏延 菅 守隆 杉崎 勝教 須山 尚史 田代 隆良 健山 正男  
 道津 安正 中西 洋一 林 真一郎 廣瀬 宣之 福島喜代康 藤田 次郎 藤田 昌樹  
 迎 寛 柳原 克紀 力丸 徹 渡辺憲太郎

各種委員会委員

任期：平成25年3月29日 \*平成24年5月11日

	編集委員	学会賞選考委員	治療委員	社会保険委員	予防委員	非結核性抗酸菌症対策委員	将来計画委員
委員長	山岸文雄	第87回会長 重藤えり子 理事長 渡辺 彰	重藤えり子	中島 由槻	加藤 誠也	鈴木 克洋	森下 宗彦
北海道 東北 関東	高橋 弘毅 佐藤 研 和田 雅子 大森 正子	西村 正治* 塩谷 隆信 下内 昭* 徳田 均	藤兼 俊明 新妻 一直 吉山 崇 斎藤 武文	鎌田 有珠 武田 博明 奥村 昌夫 永井 英明	西村 伸雄 高梨 信吾 猪狩 英俊 稲垣 智一	秋山也寸史 菊地 利明 長谷川直樹 馬島 徹	清水 哲雄 賀来 満夫 杉山幸比古
北陸 東海 近畿 中国四国 九州 委員長推薦	梶 博久 馬場 研二 岡田 全司 阿部 聖裕 岩永 知秋 菊池 功次 森 亨 山崎 利雄	高瀬恵一郎* 八木 哲也* 光山 正雄 大串 文隆* 菅 守隆 西井 研治	桑原 克弘 早川 啓史 露口 一成 小橋 吉博 藤田 次郎	鈴木 栄一 新美 岳 望月 吉郎 多田 慎也 力丸 徹 飛世 克之 尾形 英雄 林 清二	泉 三郎 五十里 明 徳永 修 沖本 二郎 渡辺憲太郎	桑原 克弘 佐藤 滋樹 伊藤 穰 多田 敦彦 田代 隆良	大平 徹郎 田口 修 高鳥毛敏雄 有田 健一 中西 洋一

	保健・看護委員	認定制度委員	第87回プログラム委員	教育・用語委員	抗酸菌検査法検討委員	国際交流委員	ホームページ委員
委員長	石崎 武志	藤田 明	会長 重藤えり子	長谷川好規	富岡 治明	門田 淳一	小川 賢二
北海道 東北 関東 北陸 東海 近畿 中国四国 九州 委員長推薦	三鸞 雄 武内 健一 小林 典子 成田 友代 辻 博 藤岡 正信 桶野 和美 磯部 威 福島喜代康	大崎 能伸 三木 誠 金澤 實 西 耕一 八木 哲也 高倉 俊二 矢野 修一 迎 寛 佐々木結花	鎌田 有珠* — 藤田 明* 佐藤 和弘* — 佐藤 敦夫* 佐野 千晶* — 猪狩 英俊* 小川 賢二* 永井 英明* 成田 友代* 村上 功*	(委員長 推薦委員) 飯沼 由嗣 田坂 定智 田中 栄作 中川 拓 柳原 克紀	(委員長 推薦委員) 阿部千代治 岩本 朋忠 小栗 豊子 桶谷 典弘 斎藤 肇 健山 正男 二木 芳人 樋口 武史 藤内 智 御手洗 聡	(委員長 推薦委員) 網谷 良一 慶長 直人 蝶名林直彦 長谷 光雄 服部 俊夫 藤田 昌樹	(委員長 推薦委員) 近藤 康博 林 悠太 蛇澤 晶

— 副委員長

## 日本結核病学会名誉会員，功勞会員名簿

## 特別名誉会員

秋篠宮妃殿下

## 名誉会員 (31名)

(平成23年9月5日  
称号授与年・五十音順 敬称略)

平成1：重松 逸造	平成3：岩 喬，岡安 大仁，前川 暢夫
平成4：今野 淳	平成6：山本 恵一
平成7：梅田 博道，島尾 忠男	平成8：橋本達一郎
平成9：螺良 英郎，芳賀 敏彦，山本 健一	
平成11：青木 國雄，池田 宣昭，岩井 和郎，大島 駿作，亀田 和彦，久世 文幸， 齋藤 肇，原 耕平，福士 主計，本宮 雅吉	
平成15：志村 昭光	平成17：石崎 驍，小山 明
平成18：東 市郎	平成19：荒井他嘉司
平成20：松島 敏春	平成21：露口 泉夫
平成22：齋藤 厚，那須 勝	

## 功勞会員 (78名)

(平成23年9月5日  
五十音順 敬称略)

赤川 清子	浅川 三男	阿部 庄作	阿部千代治	荒川 正昭	安藤 正幸	池田 東吾
石川 信克	泉 孝英	井上圭太郎	今村 昌耕	上田 暢男	大泉耕太郎	大城 盛夫
大谷 信夫	岡田 慶夫	小倉 剛	小栗 豊子	折津 愈	柏木 秀雄	片山 透
萱場 圭一	河合 健	川城 丈夫	川村 達	岸 不盡彌	来生 哲	喜多 舒彦
北村 論	木村 清延	工藤 翔二	倉島 篤行	栗山 喬之	小林 宏行	小松彦太郎
坂谷 光則	佐藤 篤彦	佐藤 博	志摩 清	下出 久雄	下方 薫	杉浦 孝彦
杉田 博宣	鈴木 光	鈴木 清繁	高瀬 昭	高本 正祇	瀧澤 弘隆	立花 暉夫
田中 元一	谷 淳吉	谷本 晋一	津田 富康	土屋 俊晶	戸井田一郎	徳永 徹
飛世 克之	中井 準	長尾 光修	中富 昌夫	中西 敬	西村 一孝	長谷川鎮雄
日置辰一朗	藤野 忠彦	堀江 孝至	町田 和子	松宮 恒夫	宮下 脩	森 亨
森岡 茂治	矢次 正東	山口 智道	山村 好弘	吉田 清一	吉田 文香	吉田 稔
四元 秀毅						

## 日本結核病学会支部長一覧

(平成23年9月5日)

北海道支部	大崎 能伸	旭川医科大学病院呼吸器センター感染制御部 〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1-1-1	TEL: 0166-69-3290	FAX: 0166-69-3299
東北支部	渡辺 彰	東北大学加齢医学研究所抗感染症薬開発研究部門 〒980-8575 仙台市青葉区星陵町4-1	TEL: 022-717-8540	FAX: 022-717-8540
関東支部	山岸 文雄	国立病院機構千葉東病院 〒260-8712 千葉市中央区仁戸名町673	TEL: 043-261-5171	FAX: 043-268-2613
北陸支部	石崎 武志	福井大学医学部看護学科 〒910-1104 福井県吉田郡松岡町下合月23-1	TEL: 0776-61-8548	FAX: 0776-61-8145
東海支部	長谷川好規	名古屋大学大学院医学系研究科 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65	TEL: 052-744-1918	FAX: 052-744-2176
近畿支部	倉澤 卓也	国立病院機構京都病院 〒610-0113 京都府城陽市中芦原11	TEL: 0774-52-0065	FAX: 0774-55-2765
中国四国支部	富岡 治明	島根大学医学部微生物・免疫学教室 〒693-8501 出雲市塩冶町89-1	TEL: 0853-20-2146	FAX: 0853-20-2145
九州支部	中西 洋一	九州大学大学院医学研究院 臨床医学部門内科学講座呼吸器内科学分野 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	TEL: 092-642-5376	FAX: 092-642-5389